

武豊町公告第 28 号

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を執行するため、同施行令第 167 条の 6 第 1 項及び武豊町財務規則（昭和 61 年 5 月 30 日規則第 11 号）第 162 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 10 月 5 日

武豊町長 糸山 芳輝

記

1. 入札に付する事項

(1) 事業名称

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業

(2) 事業用地

愛知県知多郡武豊町字忠白田（11-7、11-15、11-25、11-26、11-36～38）、字一号地（4-1、4-4、4-14～16、4-24、4-25、11-17、11-36）、字里中（31-1）

(3) 事業概要

以下に掲げる施設の設計、建設・工事監理、維持管理及び運営を行う。

施設区分		機能	備考
本施設	必須施設	屋内温水プール 温浴施設 スタジオ・トレーニング室 会議室	必ず設置する施設 共用部や管理諸室、外構等を含む
	提案施設	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設 (例) ・ジャグジー ・サウナ、露天風呂 ・カフェ等の飲食店 ・売店	設置を義務付けるものではない

(4) 事業方式

本事業は、民間の企画力及び技術的能力を活用し、事業者が本施設の設計・建設等の業務を行い、武豊町（以下「本町」という。）に本施設の所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理・運營業務を遂行する設計・施工・維持管理・運營業務一括発注方式とする。

なお、本施設は地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、これら公の施設の運営にあたっては、事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

(5) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

1) 設計業務

設計業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査等）
- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務（確認申請等）
- ⑤ 国庫補助金申請図書作成補助業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 建設業務（熱供給設備及び熱供給管設置工事等含む）
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑤ 電波障害対策業務
- ⑥ 本施設の引き渡しに係る業務
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

維持管理業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 什器・備品等保守管理業務
- ④ 外構等維持管理業務
- ⑤ 環境衛生・清掃業務
- ⑥ 警備保安業務
- ⑦ 修繕業務（大規模修繕は除く）（※）
- ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

4) 運營業務

運營業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 屋内温水プール運營業務
- ② 温浴施設運營業務
- ③ スタジオ・トレーニング室運營業務
- ④ 学校利用に関する運營業務
- ⑤ 総合管理業務
- ⑥ 自主事業
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 49 (2037) 年 3 月末日までとする。

(7) 入札予定価格

事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」と「②維持管理及び運營業務のサービスの対価」からなるサービスの対価の予定価格は、3,841,343 千円（消費税等相当額を除く。）とする。なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

2. 入札者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、基本協定の締結後に、代表企業及び構成企業の出資により、会社法に定められる株式会社として設立する事業者（以下「SPC」という。）に出資を行うものとする。
- ④ 代表企業は、入札参加グループ中最大の出資比率を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑥ 本町は、武豊町内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループとして本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（SPC から業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下に示す①～⑤の要件を満たさなければならない。また、すべての代表企業、構成企業及び協力企業は、本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者は、工事監理業務を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
- c. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 3,000 m²以上のスポーツ施設の実設計業務を完了した実績を有していること。

② 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
- c. 平成 30・31（2019）年度武豊町競争入札参加資格者名簿（建設工事）における建築一式工事経営事項審査の評点が 900 点以上であり、かつ愛知県内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有すること。
- d. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 ㎡以上の官公庁（国、地方公共団体に限る。）が発注した公共施設等の建築一式工事を元請として完了した実績を有していること。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
- c. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 3,000 ㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
- b. 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について 3 年以上の維持管理業務の実績を有していること。

⑤ 運営業務を行う者

運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- c. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
- d. 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について 3 年以上の運営業務の実績を有していること。

(3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者（協力企業を含む）となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に本町から入札参加資格停止の措置を受けた者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社 建設技術研究所
 - ・シリウス総合法律事務所
 - ・株式会社 学校文化施設研究所
 - ・株式会社 佐藤設備設計
 - ・永井公認会計士事務所
- ⑫ 入札説明書 第 6-1 に記載の武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本町が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑮ 武豊町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 16 日条例第 21 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

3. 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書、要求水準書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 30 年 10 月 5 日（金）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本町ホームページ上で公表する。

（本町ホームページアドレス <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>）

(2) 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり開催する。

① 入札説明会

日 時：平成 30 年 10 月 18 日（木）午後 2 時から午後 3 時まで
会 場：武豊町地域交流センター多目的ホール

② 現場説明会

日 時：平成 30 年 10 月 18 日（木）※入札説明会終了後開催
会 場：事業予定地

申込方法：希望者は、9. に記載の担当窓口に応じ申し込むこと。

(3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に 9. の担当窓口連絡すること。

- ① 閲覧期間：平成 31（2019）年 3 月上旬まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- ② 閲覧場所：9. の担当窓口
- ③ 資料の貸出し：行わない。

(4) 入札説明書等に関する第 1 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：入札説明書等公表の日から平成 30 年 10 月 25 日（木）午後 5 時まで
- ② 受付方法：入札説明書 別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、9. の担当窓口原則として Eメールにより提出すること。
- ③ 回答：平成 30 年 11 月中旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

(5) 入札説明書等に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。

- ① 開催日時：平成 30 年 11 月 26 日（月）
- ② 開催場所：武豊町役場
- ③ 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は 3 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で原則 10 名以内とする。
- ④ 申込方法：9. に記載の担当窓口にて、原則 E メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、平成 30 年 12 月中旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

(6) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期間：平成 30 年 12 月 14 日（金）から平成 30 年 12 月 21 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：9. の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類
- ⑤ 提出部数：1 部を提出すること。

(7) 入札説明書等に関する第 2 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第 1 回質問への回答の日から平成 31（2019）年 1 月 11 日（金）午後 5 時まで
- ② 受付方法：入札説明書 別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、9. の担当窓口にて原則として E メールにより提出すること。
- ③ 回答：平成 31（2019）年 2 月上旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

(8) 入札書類審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：平成 31 (2019) 年 2 月 22 日 (金) から平成 31 (2019) 年 3 月 1 日 (金) までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：9. の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：様式集「入札書類審査」(「第 9 提出書類」を参照)
- ⑤ 提出部数：正本 1 部並びに副本 7 部を提出すること。

なお、入札を辞退する者は、様式集「入札参加資格審査(入札辞退届)」を、平成 31 (2019) 年 2 月 15 日 (金) までに、9. の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(9) 入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本町の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①、②の参加資格を確認し、審査結果を書面により平成 30 年 12 月 28 日（金）までに随時郵送する。
- ④ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ⑤ 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑥ 審査された入札参加者の入札書（入札書類審査に関する提出書類「様式 A-3」）を開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。
- ⑦ 開札日時：平成 31（2019）年 5 月中旬（予定）
- ⑧ 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑨ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きを記載する。入札金額が、本町の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。
- ⑩ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑪ 本町は、別に公表する落札者決定基準に基づき、本事業に関する審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ⑫ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成 31（2019）年 5 月下旬までに決定通知を行う。

(10) ヒアリング等の実施

本町は、入札参加者に対し、平成 31（2019）年 4 月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

4. 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

(8) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に障害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

5. 落札者の決定

本町は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点及び性能評価点の両方について最も高い提案が2以上ある場合は、当該提案者にくじを引かせて落札者を決定する。

6. 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を本町ホームページにおいて公表する。

7. 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本町は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規

定により、本町議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、本町議会でこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、当該議案が本町議会で議決されなかった場合、事業契約は成立せず、すべての仮事業契約はその効力を失う。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が2. 入札者に必要な資格に関する事項に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

(3) 契約保証金

事業契約約款(案)第34条及び第59条に基づくものとする。

8. その他

その他詳細は、入札説明書等による。

9. 担当窓口

入札手続きについての本町の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

武豊町教育部スポーツ課

住 所：〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2（武豊町役場）

電 話：0569-72-1111（内線394）

FAX：0569-73-0001

E-mail：sports@town.taketoyo.lg.jp

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。